

令和5年度貨物自動車運送事業者燃油価格高騰対策支援金の申請について(Q&A)

質問	回答
① どのような支援金ですか？	本支援金は燃油価格の高騰による経費の増加を価格に転嫁することが困難な状況にあると認められる貨物自動車運送事業を営む市内の中小企業者に対し、市民生活及び経済活動を支えている輸送体制の維持を図るために支援金を給付するものです。
② 支援金の対象となる要件は？	次の①～③全てに該当する事業者が対象となります。 ①佐世保市内に本社または事業所を有する中小企業者(個人事業主含む) ②令和5年4月1日以前から貨物自動車運送事業を営業しており、今後も事業継続の意思があること ③令和5年4月1日から11月30日までの間、事業用として対象車両を使用していること
③ 中小企業者とは？	中小企業者とは、資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人を言います。
④ 対象車両とは？	①(車両法区分による)普通自動車、小型自動車 ②用途が貨物であること ③事業用であること ④令和5年4月1日から11月30日までの間、事業用として使用していること ⑤車検証の使用者住所または使用の本拠の位置が佐世保市であること ⑥燃料の種類が軽油またはガソリンであること
⑤ 本社の所在地が佐世保市外ですが対象となりますか？	本社が佐世保市外であっても佐世保市内に事業所があれば対象となります。
⑥ バイク便の事業者ですが、バイクは支援金の対象になりますか？	原動機付き自転車及び二輪自動車等のいわゆるバイクは対象となりません。
⑦ 法人として経営している運送業とは別に個人でも経営しているが、個別に2つ申請できますか？	法人と個人で個別に事業の経営許可を取得または届出をしており、対象車両が重複していなければ申請可能です。
⑧ 2名以上の個人が1台の車をシェアして運営しています。それぞれの個人ごとに申請できますか？	できません。 該当車両について使用者となっている事業者のみが申請できます。
⑨ リース契約やローン契約している車両は対象となりますか？	所有者が自動車リース会社や自動車ディーラー会社であっても、使用者、使用の本拠地等の要件を満たし、他の要件も満たす場合は対象となります。
⑩ 事業所は佐世保市にありますが、車検証の使用者住所、使用の本拠の位置が佐世保市内ではありませんが対象となりますか？	対象とはなりません。
⑪ 7月に廃車した車両は対象になりますか？	対象になりません。 申請日時点において廃車や車検切れ等、使用状況にない車両は対象とはなりません。

	質問	回答
⑫	令和5年4月1日から11月30日までの間、事業用として使用していた車両を12月に入替を行いました対象車両に含められますか？	車両の入替が完了しており事業用自動車等連絡書や変更届出書等の写しにより入替が確認できる場合は対象となる可能性がありますので、事前にお問い合わせください。
⑬	佐世保市内に事業所が複数ありますが、事業所ごとに申請してよいでしょうか？	申請は1事業者につき1回限りですのでまとめて申請してください。
⑭	申請した車両台数が不足していたことが分かった場合に、あとで別に申請することはできますか？	できません。 申請は1事業者につき1回限りですので十分に確認の上申請してください。
⑮	車検中で自動車検査証が手元がない対象車両があります。複数に分けて申請してよいですか？	申請は1事業者につき1回限りですので複数に分けての申請は受付できません。対象車両の確認で自動車検査証の写しは必要になりますので、そろい次第申請をお願いします。申請受付期間に自動車検査証がそろわない場合は、事前にご連絡ください。
⑯	支援金がもらえるのはいつ頃になりますか？	申請後の審査が終了次第、順次支払いを行います。申請から10日程度となりますが、申請書類の不足や不備があった場合はそれ以上の期間を要することがあります。